

浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、イノベティブ・アクション・プランを策定して積極的に事業活動を実施する市内の中小企業者等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、各分野における事業者の競争力を強化し、産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イノベティブ・アクション・プラン 事業化を目的とした新製品、新技術等の開発、特許権等の取得、販路開拓、協業化の促進、省エネ対策その他事業者の競争力の強化に繋がる事業を実施するための計画をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
- (2) 市内に住所を有する個人であつて、市内における起業の計画を有し、事業を実施しようとするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市内に主たる事務所又は事業所を有し、継続的な雇用が見込める活動を行う団体として市長が別に定めるもの
- (4) 構成員の3分の2以上が前3号に規定する者で構成される団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新商品開発・付加価値創出事業（1件の商品開発等に係る補助対象経費の総額が30万円以上のものに限る。）
- (2) 新規事業分野参入事業（補助対象経費の総額が30万円以上のものに

限る。)

- (3) 特許権等取得申請事業（産業財産権の取得に限る。）
- (4) 販路開拓事業
- (5) デザイン開発事業
- (6) 空き店舗等活用事業
- (7) 業務能力開発事業
- (8) 人材獲得事業
- (9) 省エネ・環境対策事業（補助対象経費の総額が 30 万円以上のものに限る。）
- (10) 中小企業組織化促進事業（事業の共同化又は協業化を伴うものに限る。）
- (11) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。

（補助要件）

第 5 条 補助の対象となる事業要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の実施後における従業員の人数が当該補助対象事業の実施前の従業員の人数を下回らないこと。
- (2) その他市長が必要と認める要件

（補助金額等）

第 6 条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、原則として 1 年度 1 補助対象事業当たり 1 回を限りすることができる。

（交付決定）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助

の可否を決定し、イノベティブ・アクション・プラン補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、イノベティブ・アクション・プラン事業変更承認申請書（様式第3号）に変更内容が明らかになる書類を添えて、市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、イノベティブ・アクション・プラン支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成 21 年 5 月 29 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の浜田市イノベーション・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により交付決定を受けた空き店舗等活用事業に係る補助金については、旧告示は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
新商品開発・付加価値創出事業	専門家謝金、旅費、研究開発費（原材料費、機械等リース費、技術指導受入費、外注加工費）、委託費（試験委託費、調査研究委託費）、備品購入費、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内の額	50万円
新規事業分野参入事業	専門家謝金、旅費、研究開発費、市場調査費、広告宣伝費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費		
特許権等取得申請事業	出願費用、弁理士費用、先行技術調査費、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内の額	15万円
販路開拓事業	専門家謝金、旅費、市場調査費、産業市等への出展費用、印刷製本費、ホームページ開設費、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内の額	30万円
デザイン開発事業	専門家謝金、旅費、デザイン委託費、デザイン購入費、試作費、資料購入費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費		
空き店舗等活用事業	家賃（建物賃貸借契約を締結した日の属する月から当該年度の3月までの間に係るものに限る。）	補助対象経費の2/3以内の額	1月当たり6万円
業務能力開発事業	講師謝金、旅費、研修・訓練参加費、会場使用料、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内	20万円

人材獲得事業	研修参加費、旅費、広告宣伝費、職業紹介所設置費用、その他市長が必要と認める経費	の額	
省エネ・環境対策事業	専門家謝金、旅費、機械購入費、備品購入費、設備改修費、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内	50万円
中小企業組織化促進事業	専門家謝金、旅費、備品購入費、登記費用、その他市長が必要と認める経費	の額	
その他市長が必要と認める事業	市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内の額	50万円

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

年 月 日

浜田市長 様

所在地

申請者 名称

代表者名

㊟

イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付申請書

年度において、イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、補助金の交付決定に際して市長が私の市税の納付状況について調査することに同意します。

記

1 補助対象事業（該当する項目の□にレ印を記入してください。）

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 新商品開発・付加価値創出事業 | <input type="checkbox"/> 業務能力開発事業 |
| <input type="checkbox"/> 新規事業分野参入事業 | <input type="checkbox"/> 人材獲得事業 |
| <input type="checkbox"/> 特許権等取得申請事業 | <input type="checkbox"/> 省エネ・環境対策事業 |
| <input type="checkbox"/> 販路開拓事業 | <input type="checkbox"/> 中小企業組織化促進事業 |
| <input type="checkbox"/> デザイン開発事業 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 空き店舗等活用事業 | |

2 補助金の交付申請額、事業に係る経費等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 補助金の交付申請額 | 円 |
| (2) 補助対象経費総額 | 円 |
| (3) 事業費の総額 | 円 |

3 事業の概要

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付決定
(却下) 通知書

年 月 日付けで申請のありましたイノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定 (却下) しましたので、浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付金額 円

3 交付条件

(却下理由)

年 月 日

浜田市長 様

所在地

名称

代表者名

㊟

イノベティブ・アクション・プラン支援事業変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったイノベティブ・アクション・プラン支援事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更年月日
- 5 添付書類（変更内容が明らかになる書類）

年 月 日

浜田市長 様

所在地

名称

代表者名

㊟

イノベティブ・アクション・プラン支援事業実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったイノベティブ・アクション・プラン支援事業の実績について、下記のとおり浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助金の交付決定通知額、事業に係る経費等
 - (1) 補助金の交付決定通知額 円
(うち既交付額 円)
 - (2) 補助対象経費決算額 円
 - (3) 事業費決算額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたイノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金の交付決定通知額 円
- 3 補助事業の対象経費の精算額 円
- 4 補助金の交付確定額 円
(交付決定通知額) - (交付確定額) 円

様式第 6 号 (第 12 条関係)

イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付請求書

一 金									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、
 交付決定通知（確定通知）のあった補助金（概算払い 精算払い）

内 訳	既交付額	円
	今回請求額	円
	未交付額	円

浜田市イノベティブ・アクション・プラン支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

所在地
 名称
 代表者名 ㊟

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
現 金 種 目	1 普通	2 当座	3. その他 ()				
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						